



2023年8月4日

各 位

日精エー・エス・ビー機械株式会社
代表取締役社長 COO 宮 坂 純 一
(東証プライム・コード番号：6284)
〔問 合 せ 先〕
総 務 部 長 湯 沢 智 弘
T E L (0267) 23 1560

日精エー・エス・ビー機械グループ 人権方針 制定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「日精エー・エス・ビー機械グループ 人権方針」を制定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社グループは、「人と社会に豊かさを提供する」「高い技術、サービスで恒久的な存続を追求する」という経営理念を掲げ、人権の尊重が事業活動の基本であるという考えに基づき、創業以来、ストレッチブロー成形機の専門機械メーカーとして、グローバルな生産・販売体制を構築してきました。

このたび当社グループでは業界のリーディングカンパニーとして、近年の国際社会における人権意識の重要性の高まりや企業の社会的責任に鑑み、人権に配慮した経営を今後さらに推進するために国際規範を踏まえた方針を新たに制定しました。

当社グループは、自然豊かな長野県小諸発のグローバルニッチトップメーカーとして、今後とも、事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重し、ステークホルダーの皆様とともに持続可能な社会の実現に努めてまいります。

以上

- ※1. この人権方針は当社のウェブサイトにも掲載いたします。
- 2. 「日精エー・エス・ビー機械グループ 人権方針」の制定のほか、当社グループとして腐敗・不正防止への取り組みをさらに推進するため、当社グループのコンプライアンス指針を改定いたしました。コンプライアンス指針は以下のウェブサイトからご覧ください。

<https://nisseiasb.co.jp/csr/ja/gov/>

日精エー・エス・ビー機械グループ 人権方針

私たち日精エー・エス・ビー機械株式会社とその子会社（以下、A S B）は、「人と社会に豊かさを提供する」「高い技術、サービスで恒久的な存続を追求する」という経営理念のもと、持続可能な社会の実現に向けて、ESG 経営を推進しています。

この経営理念が示すとおり、A S Bは人権尊重を事業活動の基盤の一つと認識しており、自らの事業活動のあらゆるプロセスにおいて他者の人権を侵害しないこと、また人権への負の影響が生じた場合は是正に向けて適切に対処してまいります。

A S Bの事業活動の礎は人と社会にあります。A S Bはすべての人の人権を理解し、人権尊重の責任を果たすため、ここに「A S B人権方針」を定めます。

1. 人権尊重に関連する規範・法令の遵守

A S Bは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」、「世界人権宣言」、「労働における基本的原則と権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」、経済協力開発機構（OECD）の「多国籍企業行動指針」などに規定された人権を尊重します。

A S Bは、事業活動を行う国・地域の法令を遵守します。各国・地域の法令やその執行と国際的に認められた人権規範との間に矛盾がある場合には、国際的な人権原則を最大限に尊重するための方法を追求します。

2. 適用範囲

A S Bは、本方針をA S Bの全ての役員と従業員に適用します。また、事業を通じて影響を及ぼす可能性のあるビジネスパートナーに対しても、本方針の内容を理解、支持していただくことを期待するとともに、本方針が尊重されるよう積極的に働きかけます。

3. 人権の尊重

A S Bは、すべての人の人権を尊重します。A S Bが事業活動において尊重する人権には以下を含みます。

(1) 強制労働の禁止

自由意思によらない強制的な労働や人身取引を禁止する。

(2) 児童労働の禁止

すべての企業活動及び取引関係において、法定の最低就業年齢に満たない者を雇用しない。また児童の発達を損なうような就労をさせない。

(3) 差別の禁止

人種、性別、国籍、民族、言語、宗教、信条、社会的出自、財産、性的指向、性自認、健康状態、障がいの有無などの、業務と関係のない属性、状態を理由に特定の個人を従属的または不利な立場に置かない。

(4) ハラスメントの禁止

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントその他、精神的か肉体的かを問わず、あらゆる形態のハラスメントを行わない。

(5) 安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供

法令に従い、安全で衛生的かつ健康的に働き続けられる労働環境を提供する。

(6) プライバシーの尊重

個人のプライバシーを尊重し、これを侵害しない。

(7) 適切な労働条件

事業活動を行う各国・地域の労働条件に関する法令を順守するとともに、よりよい生活のための労働条件、処遇条件、能力開発の機会の提供に努める。

(8) 雇用における機会均等

雇用、業務、処遇に関し、機会均等と平等を推進し、いかなる差別待遇も行わない。

4. ガバナンス

本方針を実現するため、サステナビリティ推進委員会（委員長は代表取締役社長）が、人権尊重の取り組みを進めていきます。

5. 人権デューディリジェンス

A S Bは、人権に対する負の影響を特定し、その防止または軽減する人権デューディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施します。

6. 救済と是正

A S Bの事業活動が人権侵害を引き起こしている、あるいは、それを助長していることが明らかになった場合は、その是正・救済に取り組みます。また、A S Bの事業活動が引き起こした、あるいは、助長したものでなくても、取引関係によって私たちの商品・サービスが人権侵害に直接関与している場合は、是正への働きかけを行います。

7. 対話

人権尊重の取り組みの向上と改善に向けて、関連するステークホルダーとの対話や協議を行います。

8. 情報開示

A S Bは、人権尊重の取り組みについて、ホームページ等を通じて定期的に情報開示します。

9. 教育

A S Bで働くすべての役員及び従業員がこの方針を理解し、実践できるよう、人権尊重に関する教育・啓発を適切に行います。

（制定日：2023年8月4日）